

# 保育における左きき児への配慮についての試論

中野 真樹・関本 仁・大西 明実・塚越 亜希子・林 智草・茂木 克浩

## An Essay on Consideration of Left-handed Children in Childcare

Maki NAKANO, Hitoshi SEKIMOTO, Akemi ONISHI,  
Akiko TSUKAGOSHI, Chigusa HAYASHI, Katsuhiko MOGI

### Abstract

Today, child care settings are increasingly recognizing the importance of respecting diversity. Specifically, there has been an accumulation of discussions about how to take into consideration the needs of minority children, such as children with ties to overseas countries, children who are sexual minorities, and children with disabilities, and how to coexist in society, and concrete initiatives are also being taken in childcare settings. The purpose of this paper is to categorize left-handed children and those with left-handed tendencies as minority children and discuss the need for appropriate accommodations.

**Keywords:** Left-handed Children, Childcare for minority children, Reasonable accommodation

## はじめに

今日、保育の場において多様性の尊重がますます重視されている。具体的には、海外とつながる子ども、性的少数者である子ども、障害を背景に持つ子どもといったマイノリティ児のニーズをくみ取り、社会の中で共生をしていくための議論の蓄積があり、また保育の場での具体的な取り組みも行われている。本稿では、左きき児、左手偏向傾向にある子どもをマイノリティ児と位置づけ、保育の中で適切に配慮を行うことの必要性とその具体的な方法について考察していく。

なお本稿では、「左きき児・者」という場合、左手をきき手とする人のことを指す。人間の身体では目、耳、手、足にきき側があることが知られている。そして同一の人間であってもそれぞれのきき側が左右別のこともある。「左きき」といっても目、耳、手、足すべてが左ききということもない。きき手のほかに、きき耳、きき目、きき足のマイノリティ者の問題についても、スポーツ等の場で検討されることもあるが保育・教育の場において「左きき」について言及されるのはほとんどがきき手のことで

ある。そこで、本稿では「左きき児・者」とはおもにきき手が左手である者を指すこととする。

## 1. 左きき児支援という古くて新しい課題

左きき者の割合についての研究は多くあるが、だいたい社会の中の5~10%が左きき者であるという。そしてこの傾向は世界的なものである(八田1996)。左きき者は右きき者と比べて少数者であり、それにより生活の中で不利益を感じる場面があることはこれまでも多く報告されている。また、社会の中での不便のほかに、日本では左きき者を忌避し、右手を使うようにするというきき手矯正が行われてきた。かつては、学校教育現場や家庭で左きき児を右きき矯正するという圧力はとても強いものであった。書字教育を行う小学校の教師による指導のほかに、幼児教育においても保育者が、左きき児が左手で絵を描くことを否定していた記録が残っているという。そして左きき当事者や矯正を受け苦しむ子どもを目の当たりにした複数名の小児科医の提言

があり、当事者や保護者による左きき者の権利回復運動があった(大路 1998, pp.75-90)。それにより

「左ききの子を無理に矯正しない方がよいのではないか」という考え方も一般化しつつある。一方で、これまでの左きき者を忌み嫌うという心理的な理由ではなく、学校教育が右きき児を中心とした教育・生活指導を行っているために左きき児が成績評価や生活面で不利益をこうむることがあるという教育的な合理性からいまでも左ききの子どもを右手矯正しようとする保護者もいる。そして実際に在学中の学生から右手矯正を受け左手を使わなくなったという話を聞くこともある。しかしながら、きき手矯正は多くは幼少時に行うものでありその影響を心配する保護者もいる。きき手矯正のやりかたは一定ではないが左手偏向のある子どもが左手で物を持ったり左手で道具を使おうとしたりするときに、保護者が子どもに右手を使うように教えさすことが一般的であろう。この時に子どもがストレスを感じたり、混乱をしたり、心身のバランスを崩すのではないかと心配のためにきき手矯正はしない方がよいのではないかと考える保護者もいるだろう。さらに、人権や「左ききが自分らしく生きる権利」という別の観点からもきき手矯正をしないことを選択する場合もある。少数派を多数派に合わせるように強要する同化主義は少数派が社会のなかでよりよく生きる権利を侵害するものであるとして批判されている。左きき児へのきき手矯正はまさにこの同化主義のもとに行われているものであり、多様性の尊重が重視される現在、きき手矯正そのものに疑問や抵抗感をおぼえる保護者もいる。

かつては左きき児へのきき手矯正は疑問視されることなく、保護者や保育者・教師によって当たり前なこととして行われてきた。しかし「矯正をするか、しないか」という議論が起り、保育士・教師は「保護者の方針に任せる」として判断を避けるようになり保護者が決断をせまられることとなった。これは保護者や子ども自身の教育観や生き方、マイノリティに対する考え方など信条にもかかわる決断であり、また左きき児の保護者は必ずしも左ききではない場合には判断のための適切な情報を得ることからはじめることとなる。インターネット上には「心身の発達に影響があるから矯正してはいけない」「学校で困るから、成績に関係するから矯正した方がよい」「まだきき手がしっかり定まっていなくなるべく早いうちに矯正をはじめようがよい」

「子どもの心身の発達を見きわめてからはじめた方がよい」「そもそもきき手矯正など無理だ」などさまざまな科学的根拠があるのかもわからない意見があふれている。

かつてはきき手矯正をすることが「ふつう」であり社会の要請であったため、保護者も「世間がそういうから」を理由にできた。しかしきき手矯正を選択しないことも「ふつう」になってきたからこそ、するかしないかの葛藤が生じることとなり保護者に大きな決断の責任がかかっていることが、現代の左きき児とその保護者支援の特徴と言えそうである。このとき、保育者、教育者がいまだに右きき優位な社会に生きる左きき児をとりまく環境について正しく理解すること、そして決断にせまられる保護者を孤立させずに適切な情報を提供し、支援していくことが必要となっている。

一方で子どもとかかわる人々のなかにも「矯正しないのが普通になったよ、だから左きき差別なんてもうないよ」という意見も聞こえてくることもある。しかし「きき手矯正しないことも普通になり、左手を優位に使う人が社会で生活するようになる」という段階になってはじめて、マイノリティとして生きる左きき者とマジョリティである右ききがよく共存していくための課題が可視化されてきているともいえるのだ。ここはまだ、1970年代からはじまる左きき権利回復運動のゴールではなく序盤であることは確認しておかなければならない。

これとあわせて、「左ききは生まれつきか生まれつきではないのか」という議論もかつては行われていたが、本稿では触れる必要はないと考える。「生まれつき(生得的)」かどうかで、目の前にいる左きき児への対応や配慮が変わっていくものではないと考えるためである。また、「生まれつきかどうか」

「左ききになる理由」を気にするのは「生まれつきではないのなら直せばいい」というような考え方や右ききを正常とし、左ききはその外れた異常であるという考え方にもつながるため、ここでは立ち入らないこととする。

## 2. マイノリティとしての左きき児

ここでは、左きき児をマイノリティ児と表現する

ことについて検討していきたい。マイノリティ児とは外国籍児、障害児、性・ジェンダー少数児のことを指すのであり、左きき児をそのような子どもと同様にみなすことが適切ではないというような意見を聞くことがある。

これに関連するものとしては、ことばをとりまく障害について述べたあべ(2023)で、「右きき社会」のあり方と、知的／身体的マイノリティを「できなくさせる(=障害者にする)社会のありかたは、あきらかに同質のものである(あべ 2023:30)」と指摘している。

たとえば、ひだりききを障害とみなす議論に接したら、どのように感じられるだろうか。おそらく、ひだりききの人は社会の少数者であるにすぎず、「障害」というのは不適切ではないと感じるのではないだろうか。だが、この社会で障害者とみなされている人たちすべてが、たんに「少数者」であるにすぎず、だれかが「障害者」とよばれるべきなんらかの決定的な理由など、存在しないのではないだろうか。現に、ひだりききの人は病的にあつかわれてきたではないか。ただその歴史が忘れられているだけである。

もし、ひだりききを障害ととらえないのであれば、視覚障害も知的障害も「障害」ではない。逆に、なんらかの目的や観点から「性同一性障害」を障害とみなすなら、それはたんに身体的／知的マイノリティを便宜として障害とよんでいるにすぎない。だから、なにかを「障害」とみなすことにそれほど重大な意味づけをする必要はなくなる。

(あべ 2023:29)

このような議論の背景として、あべ(2023)では「左ききそのものが、障害でも異常でもない」と強調すればするほど、社会の関心として後回しにされやすい(大路 1998:213)という指摘があることを引用で示している。左きき児にかぎらずマイノリティ児に生きづらさがあるというのは、それは子どもの側になにか克服すべき課題があるのではなく、社会がバリア(障害)を作り出しているのである。それを取り除きバリアフリー化する責任を負っているのは左きき子どもや子どもの保護者ではなく、社会である。前章でも述べたが、左きき児の「矯正」をしな

いことも「ふつう」となったことにより、左きき児についての保育・教育の議論は過去になったかのような言説がある。また「左きき児は数の上では少数派であるのは確かだが、障害児や性同一性障害を持つ子どものようなマイノリティ児とはちがうのだ」というように分断しようとする心のうごきもある。それは今現在右きき中心社会に生きる左きき児をとりまく問題を「たいしたことない」とみなして検討を後回しにすることである。

では実際に、左きき児にとって左ききであるということが問題にもならず配慮等も必要ない程度には、保育の場は右きき中心社会を克服できているのであろうか。以下に、複数名の専門性をもつ保育者養成校教員で、実際に保育の場でおこりうる場面を検討する。

### 3. 左きき児と保育

左きき児への配慮に関する研究は、小学校においては国語(書写)、図画工作、体育、家庭などの教科ごとに研究の蓄積がある。そのなかで、教科を横断し学校教育におけるユニバーサルデザインという観点から、左きき児へ配慮について論じた篠原・鈴木(2021)が参考となる。ここでは小学校1~6年生と中学生の家庭・図画工作・書写の教科書を分析している。それによると、平成26年版検定教科書と平成31年版検定教科書を比較し、左きき児に対する配慮の記述や、イラスト・写真に左きき児が登場するか調査し、どの教科でも出版社ごとの差はあるものの平成31年版では左きき児についての記載が大幅に増えていた。ユニバーサルデザインとして教科書には左きき児への配慮が行われている近年の傾向を示しつつ、保育者・教員へのインタビューや学生へのアンケート調査を行うなかで、現場での配慮がいまだ十分とは言えないという意見が見られたことを指摘している。そのうえで、「教員養成系の学生のみでなく、小学校中学校の教員に対しても、左ききが感じている困難さへの理解を広げることも必要であろう」と指摘している(篠原・鈴木 2021:185)。

このような教科書の記載についての検討は、実際に教育の場で左きき児がどのような場で困難さを感じるのかという具体例を知ることができる。たとえば家庭の教科書にみられる調理時の「包丁の持ち方」「芽の取り方」「食品の押さえ方」裁縫時の「ぬい方」

など、こまかな動作一つ一つに、左きき児を対象とした説明やイラストが必要であることがわかる。右きき者も、左きき者もそれぞれ自分の「当たり前」の動きをしているなかで、それが他者の当たり前ではないことに気づくのは難しい。現状ではまず、右きき者も左きき者も違いに気づくことが相互理解とマイノリティへの配慮に必要不可欠である。

篠原・鈴木(2021)は小・中学校教科書の記載についての分析であったが、これを保育の場で行うこともまた、有用であろう。しかしながら、保育の場では教科書に相当するものを見つけるのが難しい。そこで、各領域・教科についての専門性を持つ複数の養成校教員で内省を行い、考えられる保育の場における左きき児への配慮が必要な場面について項目を書き出すこととした。項目は、便宜上「健康、人間関係、環境、言葉、表現、日々の生活、保護者への支援」に分類をした。

## 4. 左きき児への保育上の配慮

前章で述べたように、篠原・鈴木(2021)で示された保育・教育の場のユニバーサルデザイン化の観点から、左きき児が保育園・幼稚園・こども園で出会うこととなる右きき児との差異や、保育者が配慮すべき点について「保育所保育指針」を参照しつつ掲出し、便宜上領域ごとに分類をした。

### (1)健康

- ・日々の生活の仕方を知るなかで、保育者が子どものモデルとなり生活に必要な行動を獲得していくため、左手を多く使って生活をしている子どもへの気づきと配慮が必要である。
- ・転んでしまったときなど身を守る必要がある時に、きき手矯正を受けている子どもでもとっさに左手が出ることもあるので、保育者はそのことを知っておく必要がある。
- ・身体表現や運動の際、ボール等のものを持って体を動かす際、左手で持っても問題がないように配慮をする必要がある。

### (2)人間関係

- ・友達とかかわるなかで共同の遊具を使う時などに、左ききの子とも右ききの子ともが一緒に使えるものを選ぶ。

- ・きき手にちがいがあること子ども同士で気づくことがあるが、お互いに違いを認めて尊重し合えるような保育者の声かけが必要である。

- ・握手は右手で行うものとされているが、左ききの子どもが「握手をしよう」というとっさに左手が出ることを知っておく。

### (3)環境

- ・日本の伝統文化に親しむ一環として、生け花や茶道、書道などを取り入れた活動がある場合には左ききの子どもには道具や作法が使いにくい、やりにくいことがあるのでよく観察し、必要な配慮をする。

### (4)言葉

- ・文字に興味をもち、実際に書いてみたいと感じて左手でペンをもったとき、横画が右ききは左から右へのストロークになるのに対して、左ききは右から左へのストロークがかきやすい。そのため、学校でならう筆順から大きく逸脱したり、鏡文字をかいたりするが、それは左ききの書きやすさも関係しているということを知っておく。

- ・紙芝居の「ぬく」動作が右手を使うものであるので自作の紙芝居を子どもが作って演じるような活動がある時には左手でぬいてもよいように絵の描き方などを工夫するなどの配慮が必要である。

### (5)表現

#### ①造形表現

- ・左きき者にとって右きき用ハサミは切りにくく、線に沿って切る時に刃先で線が隠れてしまうなどの支障が出る。個人の持ち物はもちろん、園で共有のハサミにも右きき用と左きき用の両方をそろえておく。また、ただ道具を用意して差し出せばよいのではなく、刃のかみ合わせが逆になっているなど機能の違いを把握し適切に使えるような声かけが必要となる。

- ・描画活動を行う際に、左手でペンを持つ子どもは横線を右側から左側へ引く動作となり、右手でペンを持つ場合と逆になる。そのため、横向きの魚の絵などは頭を右側にしたほうが描きやすかったり、動物や人間も右手と左手では描きやすい方向が異なっていたりする。見本を用意する場合も左手で絵をかく子どもの描きやすさを考える。

- ・折り紙の手順書については、右ききを前提に書かれているものが多いことに注意が必要である。紙飛

行機の羽の部分折る手順の説明には、一般的に横  
向きの図が載っていることが多く、そのほとんどが  
飛行機の先端を左を向けた状態で描かれている。こ  
れは描画活動と同様に左ききの子にとっては手  
を動かすのが難しく、角や縁を正確に合わせるこ  
の難易度があがってしまうと考えられる。これを防  
ぐためには反転した手順書を用意するなどの工夫が  
必要である。書籍によっては「左手で〇〇をする」  
のように具体的な記述が見られるものもあるが、そ  
れも右ききを前提に書かれている可能性があること  
に常に注意をし、そのまま子どもたちに指示を出  
すようなことは避けたい。

- ・複数人の子どもで一つの作品を作る場合も、多  
数派である右ききの子どもにばかり作りやすいデ  
ザインや声かけになっていないか検討する。

- ・折り紙や糊付け、テープ貼りなどすべての動作  
を右ききの保育者の見本とは逆の手で行うことにな  
る。手順の説明を保育者が見本を見せて行うとき、  
左ききの子どもは一度保育者の手本を自分のやりか  
たに当てはめて解釈するという手間がかかる。その  
ため右ききの子どもに比べて理解に時間がかかっ  
たりうまくできなかつたりする場合がある。左手で  
のやり方を示したり、声かけをしたりする配慮が必  
要である。

## ②音楽表現

- ・楽器の取りあつかいに注意が必要なものがある。  
代表的なものとして鍵盤ハーモニカがある。楽器を  
机の上に置き長いホース状の歌口を使って演奏する  
のであれば、左手で鍵盤を押さえて演奏が可能であ  
るが楽器を手で支えて演奏する場合は右手で鍵盤を  
押さえて演奏することになる。カスタネットにも上  
下があり、右手で持つときに突起がある方が下にな  
るように設計されている。

- ・合奏で「みんなで揃える」「合わせる」ことを重視  
し、左ききの子どもにも右手で楽器を使うように  
という指導がある場合もあるという。統一感の重視  
や、きめられたスペース内で並んで演奏する際に手  
がぶつかりあい怪我をすることを防ぐ目的もある  
というが、少数派は常に多数派に合わせるものなの  
だというメッセージとなってしまうか検討する必  
要がある。

## (6)日々の生活

5 領域に含めることができるものや重複するもの  
もあるが、上記のもの他に、日々の生活で注意す

る必要があると想定される事項をまとめる。

- ・横並びで椅子に座って食事をしたり、作業をし  
たりする時に右ききの子どもと左ききの子どもが隣  
合うと腕がぶつかりあう場合がある。

- ・右ききの保育士が見本をしめす際に右ききの子  
どものみを想定し、「おはしを持つ方で」「みんな、こ  
っちの手でこうやって押さえて、こっちの手をこ  
うするといいよ」というような声かけがあると混乱  
したり理解に時間がかかる場合がある。

- ・幼児用のスカートには右側にしかポケットがあ  
っていない場合もある。しかし、ウエストにつける  
ポケットをポケット代わりに利用することが可能で  
ある。

- ・左ききの子が右ききの子とあやとりや手遊びを  
するとき右きき同士で遊ぶ時と手順や遊び方が異  
なりとまどう場合もある。

- ・「Aさんは左ききだからみんなでわかってあげ  
ようね」のように、少数派の子どもを有徴化し特別  
扱いをしているというような印象を他の子どもに伝  
えるのではなく、それぞれの違い、個性であることを  
伝え相互に認めあうような声かけが必要である。

## (7)左きき児保護者への支援

左ききの子どもの保護者のきき手は、右手である  
場合も左手である場合もある。右ききの保護者は自  
身が経験しないところで左ききの子どもにたいして  
どのような配慮が必要か検討する必要がある。その  
際、「園生活に支障が出るのではないだろうか」「小  
学校入学後に影響があるのではないかと不安にな  
ったり逆に、「毎日元気に過ごしているから特に気に  
する必要はない。大きな問題はない」ときき手に関  
連する日々の生活のなかでのバリア(障害)に気づき  
にくかつたりすることもある。

保育者が専門性を生かして保護者の相談に乗るな  
かで必要な情報を提供していく必要がある。

## 5. おわりに

教育・保育の場では左きき児へ対応するためのさ  
まざまな試みが行なわれている。特に、ハサミをは  
じめ水彩絵の具用パレットや彫刻刀などさまざまな  
道具が左きき児に対応したものが用意され、販売さ  
れているという。教科書にも左きき児への対応につ  
いての記載が大幅に増えている。また、きき手矯正

をしないことも当たり前となり、「矯正をするかしないか」という決断が保護者にゆだねられることとなった。左きき児は保育室・教室のなかに当たり前にいる存在となっている。そのために、いままではわかりにくかった左きき児を感じる保育・教育の場でのバリア(障害)が顕在化しているのが現在である。

「保育者や教師がむりやり左ききの子を右手矯正する時代は終わり、さまざまな左きき用の道具も整備された。左きき児の抱える困難は過去のものとなった」と考える人もいるようであるが、そう言い切れるものではない。たとえば保護者がきき手矯正をするかしないかと迷う場面があるのには一定の理由がある。小学校国語科のなかで文字のかきかたをならう書写の時間では、いまだに左きき児への配慮が不十分という側面があり、それは書写教育史を概観しつつ左きき児への対応について論じたなかの(2011)に詳述した。また篠原・鈴木(2021)でも、書写の特に毛筆の学習の際には左きき児も右手で書くように指導するようにと記載されている教科書などを紹介し、「大学生の意識調査でも「左ききは個性」であり「矯正は必要ない」ととらえ、「書写」の配慮が必要とする回答が一番多いことを勘案すると、小学校入学後に直面する書写の教育のあり方や配慮については、今後さらなる検討が必要であろう」と指摘する(篠原・鈴木 2021:185)。国語科は「全ての教科の学びの基礎」と目されることもあり、小学校低学年においては学習時間数がもっとも多い教科となる。書写はその国語科に属する学習であり、左手で字を書くことによる学校生活や成績評価への影響を懸念する保護者もいるだろう。小学校学習指導要領の改訂にともない、2020年度から小学校1・2年生の書写で、「水書用筆等を使用した運筆指導」がはじまっている(日比 2019a、日比 2019b)。筆先のやわらかい毛筆は、硬筆よりも横画を「おしてかく」という動作がやりにくく、硬筆では左手で字をかいている子どもでも、毛筆は右手で持つことを選択していることも多くある。これまでは毛筆は3年生からはじまっていたが、いまは1年生から毛筆を持つことになっている。このような状況があれば、保護者が「きき手矯正するかしないか」を迷うことを「古い考え方」と一蹴することはできない。

もう一つ、この問題で考える必要があるのは、実際にきき手矯正を受けた子どものことである。左ききという属性を持っていても、左ききとして生活しているものと、矯正を受けて右手を使って生活して

いるもの間には分断がある。矯正を受けた子どもや、大人は「右ききになって左きき者が感じるバリア(障害)からは完全に開放されてマジョリティになったのだ」と、左ききからも右ききからもみなされる場合が多い。しかしながら「自分のきき手を聞かれたときにすぐに答えられない」「身を守る時にとっさに左手が出て、自分は左ききなのだを感じる時がある」「矯正を受けた思い出を悲しく感じる時がある」という個別の思いがあり、その体験は矯正を受けなかった左ききにも共有できないことも多い。さらに「幼いころにむりやりきき手を矯正するのでは子どもの心身に悪い影響が出る」からきき手矯正をしないほうがいいという言葉が出回れば、「自分は矯正を受けたことにより発達段階で心身に悪い影響があったのではないか」という引け目を感じることもあるかもしれないが、本来そのような思いをしてはならないはずである。前述のように、2025年の今も、保護者によってきき手の矯正をうけて右手を使うようになったという学生には毎年出会う。そのような人々を切り離れた議論をすることはなく、左きき児・左きき者を取りまく社会のバリア(障害)について問い続けていくことが肝要である。

左きき児への矯正の是非については今後議論が続くだろうが、当面はきき手矯正をうけた子どもが保育・教育の場にいる。そして矯正をうけないで左手を使う子どももいる。それぞれに異なる配慮が必要となってくる。それを前提にしつつ篠原・鈴木(2021)のいう「保育・教育のユニバーサルデザイン」を模索していきたい。

本稿ではその手がかりとして保育の場で考えられる左きき児と右きき児の差異および保育者がとるべき配慮を掲出した。しかしあくまでもこれは想定域を出していない。今後実際に保育の場での調査や保育者、保護者、左きき児への聞き取りなどを行い左きき児を取りまく社会のバリア(障害)について明らかにし、それを取り除く方法を考えることで左きき児・左きき者の権利回復運動の一助としたい。

## 引用・参考文献

- あべ・やすし(2023)『ことばのバリアフリー:情報保障とコミュニケーションの障害学』生活書院  
大野直哉(1998)『見えざる左手:ものいわぬ社会制度への提言』三五館  
厚生労働省(2018)『保育所保育指針解説:平成30年

3月』フレーベル館

篠原久枝・鈴木友梨(2021)「利き手の教育に関する一考察」『宮崎大学教育学部紀要』97 pp.169-186

なかのまき(2011)「書字教育と書写教育—書写・書道教育の社会言語学序説」『社会言語学』10 pp.1-18

八田武志(1996)『左ききの神経心理学』医歯薬出版株式会社

日比将人(2019a)「書写書道教育への提言—左利きの子等(ら)のために(前編)」『墨 2019年3・4月号』芸術新聞社 pp.1-12

日比将人(2019b)「書写書道教育への提言—左利きの子等(ら)のために(後編)」『墨 2019年5・6月号』芸術新聞社 pp.1-24

